

ブロードバンド基盤
ワーキンググループ(第3回)
事業者ヒアリング ご説明資料

2022年9月5日

ヒアリング事項

③一般支援区域・特別支援区域の指定の在り方

1. 支援対象、競合事業者の要件となる電気通信回線設備の規模の考え方
2. 支援対象、競合事業者の要件となる第二号基礎的電気通信役務の継続提供期間の考え方
3. 大部分を他者の回線設備と接続して提供される場合の区域指定の考え方

④交付金・負担金算定の在り方

【交付金】

1. 費用算定の考え方
2. 支援額算定の考え方

【負担金】

1. 負担事業者の範囲
2. 負担金の算定単位

③ 交付金支援の対象となる区域の指定の在り方

< 基本的な考え方 >

- 当社は、新たに創設される制度を通じ、
 - 自治体事業による新規整備
 - IRU設備の民設民営への転換

により、広くブロードバンドサービスの整備・維持等を図ることに積極的に取り組む考え。

ブロードバンド基盤の在り方に関する研究会(第18回)において、

エリア分類	実際の基準	支援の考え方
一般支援区域	① サービス提供のためのコストが相対的に高く、かつ、 ② 特定の事業者が1者でサービスを提供している地域	当該事業者の部門別収支に照らして支援の必要性が認められる場合に限り支援対象
特別支援区域	① 改正法公布日以降に新たに自治体事業による整備が行われた地域 又は、 ② 改正法公布日以降に公設公営・公設民営から民設民営への転換が図られた地域	当該事業者の部門別収支を問わず支援対象

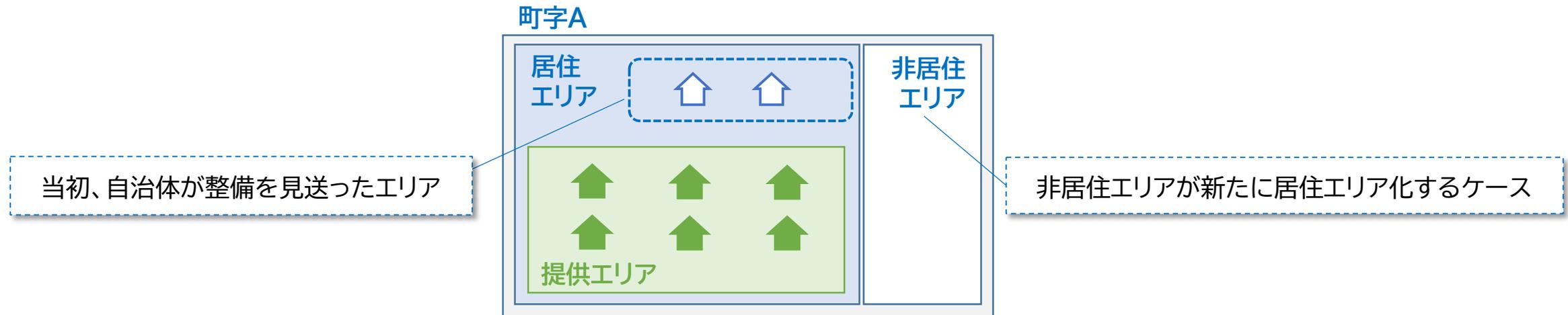
とされたところであり、以降のページにおいては、そのために必要となる交付金や支援の在り方について、基本的には、**特別支援区域を念頭に当社の考えをご説明したい。**

③ 交付金支援の対象となる区域の指定の在り方

1. 支援対象、競合事業者の要件となる電気通信回線設備の規模の考え方

- 特別支援区域において、初期整備は自治体の補助事業により行われることが前提であるとする場合、自治体事業としての整備が町字の一部に留まる場合であっても、それにより整備された地域は、回線数等の規模によらず、すべて支援対象とする必要
 - 支援対象区域に回線規模の基準を設けた場合、当該町字において新規整備を引き受ける事業者・公設設備の民設民営への移行を引き受ける事業者が現れないおそれや、自治体が整備を見送ったエリアにおいても基準を満たすための整備を図らなければならないおそれ
 - 非居住エリアが新たに居住エリア化する等、当初、自治体等による初期整備が行われず、事後的に整備が必要となるエリアは、自治体からの補助金や交付金等による支援によりその整備を行う必要が生じる

町字の「一部」への提供となるケース



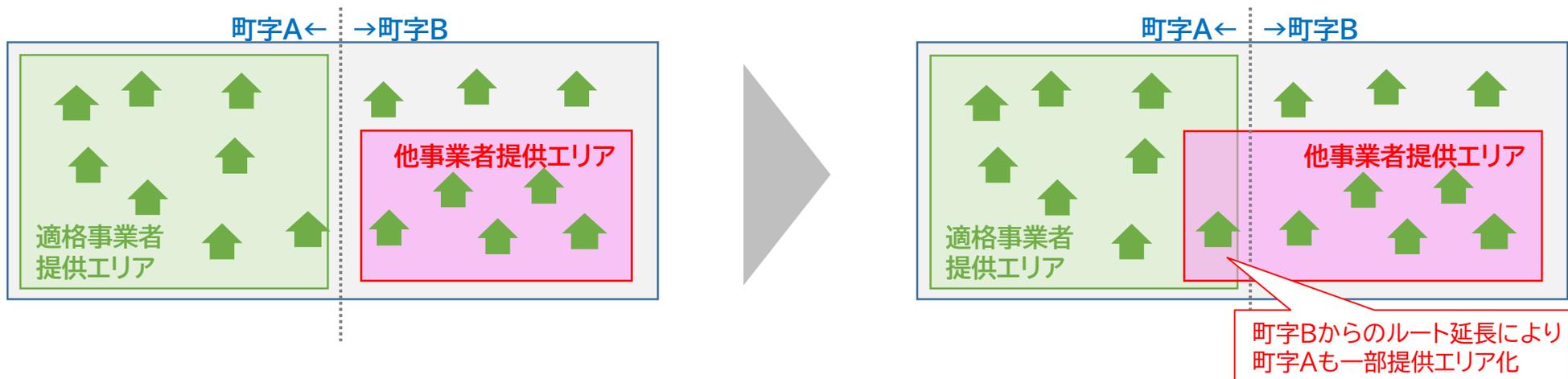
③ 交付金支援の対象となる区域の指定の在り方

1. 支援対象、競合事業者の要件となる電気通信回線設備の規模の考え方

<その他(競争事業者の評価)>

- 支援区域における適格事業者の指定後、**既存の適格事業者が提供する区域の一部のみを提供する事業者**を競合事業者と評価することは、既存適格事業者への支援が行われなくなる事となるため、**適当でない**
(既存の**適格事業者が提供可能な世帯数を下回る**場合は、競合事業者と評価すべきでない)

適格事業者の指定後、**一部のみを提供する事業者**が参入するケース
(町字Aにおいて、既存適格事業者への支援が継続される必要がある)



③ 交付金支援の対象となる区域の指定の在り方

2. 支援対象、競合事業者の要件となる第二号基礎的電気通信役務の継続提供期間の考え方

- 参入後に早期撤退する等、**一時的な参入となる事業者は、競合事業者と評価すべきではない**（たとえば1年未満）
- 仮に事後的に「競合事業者あり」となる場合も、先に指定された**適格事業者に対する支援は、一定期間、継続されるべき**
 - 自治体の整備事業に参画するための採算性を検討する上でも、**設備設置事業者があらかじめ交付金による支援の額やその支援が得られる期間について見通しを得られることが重要**
 - 事後的に交付金対象外となる場合、撤退せざるを得ないケースも想定されるが、その場合は利用者への周知期間も必要

3. 大部分を他社の回線設備と接続して提供される場合の区域指定の考え方

- 設備設置を行わない事業者の参入により、設備設置事業者への**支援が打ち切られれば、設備維持が困難になるおそれ**
 - ⇒ 指定区域における世帯に対しFTTHを提供するために**必要となる光ケーブル等※を自ら設置しない事業者（接続・卸先事業者）は、競合事業者や適格事業者として評価すべきではない**

※ 事業者ビルから利用者宅までの光ケーブルやONU等をすべて自ら設置する事業者のみを、競合事業者として評価すべき（電柱・管路等の線路設置基盤は事業者間で共用することを許容）

④ 交付金算定の在り方

< 基本的な考え方 >

- 特別支援区域は、交付金による支援がなければ整備が進まないエリアであり、広くブロードバンドサービスの維持・整備を図っていくためには、**収支相殺方式により、当該エリアで実際に要する費用を賄うのに必要十分な額**とすることが必要
- **参入を検討する事業者にとって、交付金の額があらかじめ算定可能で、参入後の採算性が予測**できることが必要
- なお、実際のアクセス回線設備は、一度構築した設備を数十年間にわたり保守運用するものであり、毎年度、新たに設備構築をし直すことを前提する**長期増分費用方式は、現実的には成立しえず、必要な支援が適切に行われぬおそれがある**ことから、交付金支援額の算定モデルとして採用することは適当でない

④ 交付金算定の在り方

1. 費用算定の考え方

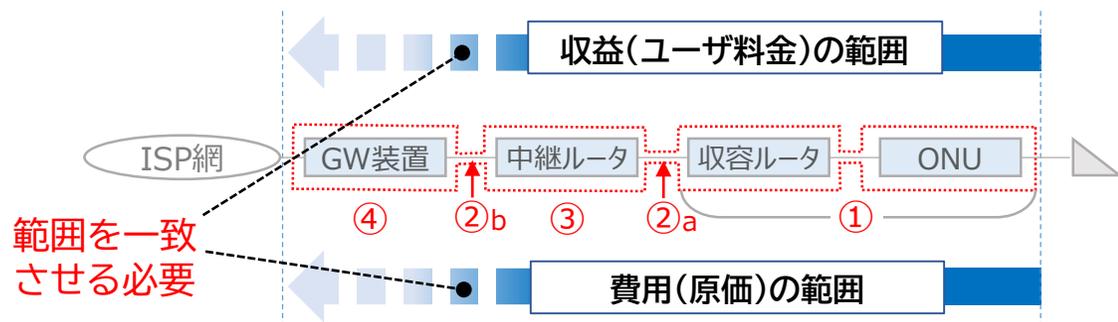
対象設備

- 収支相殺方式であり、費用算定に含まれる原価の範囲と収益の範囲は一致していることが必要
- 具体的には、アクセス区間以外のネットワーク設備を原価の範囲としてどこまで含めるか、収益の範囲と合わせて議論することが必要

計上費目

- 減価償却費相当について、自治体事業・補助金等により整備された設備では発生しないが、事業者自らの投資による設備更改等(回線規模基準を満たすための投資、災害復旧・道路拡幅工事による更改等を含む)が行われた場合は、原価対象とすることが必要
- サービス提供にあたり必要となる料金請求・顧客管理等コストは原価対象とすることが必要

交付金算定上、原価対象となりうる設備の範囲

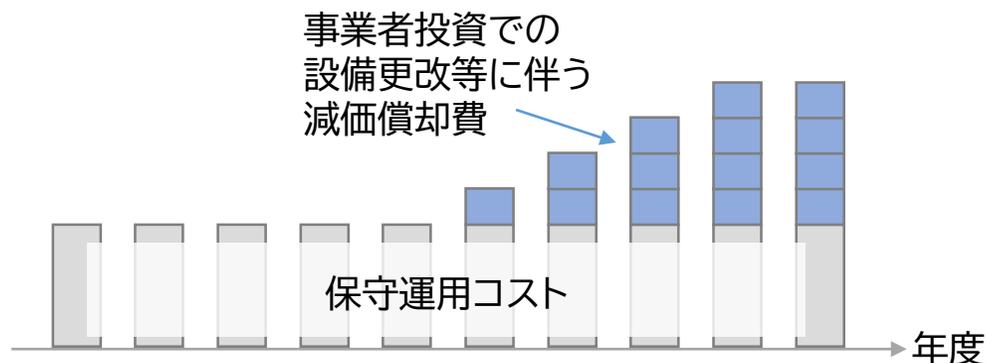


収益の範囲に応じて原価対象となりうる設備 (下記設備に係る共通設備も対象)

- ① アクセス区間
- ② 中継伝送路 (海底ケーブルを含む)
- ③ 中継ルータ
- ④ ゲートウェイ装置 (NTE、GWルータ)

設備更改等における減価償却費相当

設備設置事業者において生じる費用 (初期構築は自治体事業・補助金等により行われるとした場合)



④ 交付金算定の在り方

2. 支援額算定の考え方

- 参入事業者における予見性確保の観点から、一定の算定式(投資額×保全コスト係数 等)に則り算定することが適当
- 当該エリアで実際に要する費用を賄うのに必要十分な額とするために、事業者の実績値等に基づく係数等とする必要
- ただし、一定の算定式や係数等に則り算定することにより**実際費用から大きく乖離すると見込まれる費用**(例:海底光ケーブル等の保守費用や自然災害に係る保守費用等)については、部分的に、**実際費用方式**を採用することが適当ではないか

費用項目	算定式 等
減価償却費	投資額(設備更改等に係るもの) ÷ 耐用年数 【投資額】 自治体事業・補助金等による整備額相当は除き、事業者による投資額(設備更改等)のみを含む
施設保全費等 (共通費・管理費等を含む)	投資額 × 施設保全コストの係数 【投資額】 保全対象設備として、自治体事業・補助金等による整備額相当、事業者による投資額をともに含む 【施設保全コストの係数】 NTT東西の場合は、接続料の算定に用いる設備管理運営費比率を用いることも可能 (減価償却費を除く実際費用を取得固定資産価額で除して算定された比率)
営業費等	実際の全国平均単価 × 需要数
資本コスト (自己資本費用、他人資本費用、利益対応税)	接続料規則に基づく算定

④ 交付金算定の在り方

2. 支援額算定の考え方

(費用算定に用いる投資額)

- **初期投資額は**、距離長だけでなく地形等に応じて大きく変動する性質のものであって、標準的なモデル等により算定することは不可能であり、かつその**自治体による補助事業の実施プロセス**(公募による競争、自治体が一部予算負担することによる必要性の精査、議会等による費用査定)により、その**効率性や適正性は担保**されていることから、その補助事業において**実際に要した構築費用とする必要がある**

(費用算定に用いる係数等)

- 初期投資額に係数を乗じて計算する場合、その係数について、**効率性を担保する観点では、支援対象外エリアを含む平均値等を用いることも可能**

(収益算定)

- 収益額の算定にあたっては、**事業者ごと、小売や卸などの提供形態※ごとに料金額が異なることから、それらを考慮することが必要**

※イーササービスや他社への相互接続等の取り扱いについての検討も今後必要

④ 交付金算定の在り方

標準的なモデル等により算定することが困難な事例(1/3)

山間部におけるケーブル敷設等においては、樹木伐採等を伴うケースがあり、構築に要する期間・費用に影響を与える

敷設区間における樹木の有無による施工効率の違い(サンプル実績比較)

樹木がない区間	樹木がある区間
施工時間:12分 (44m区間、220m/時間)	施工時間:25分 (45m区間、108m/時間)

約2倍

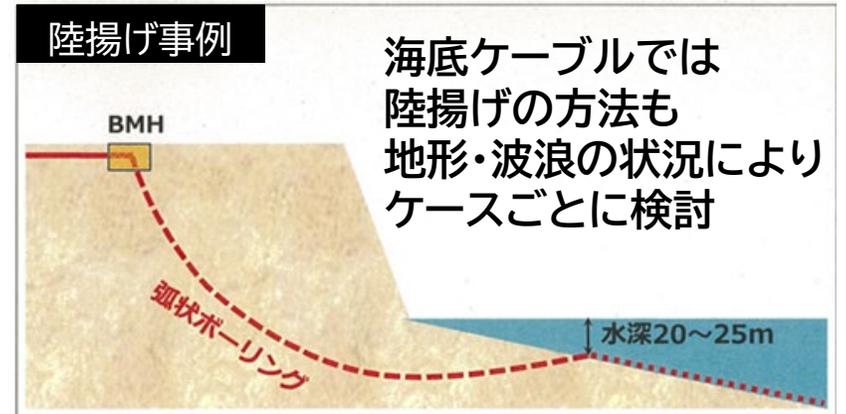
構成員限り

④ 交付金算定の在り方

標準的なモデル等により算定することが困難な事例(2/3)

離島における未整備エリアには、一般的なエリアには発生しない高額な海底ケーブルの敷設が必要不可欠
海底ケーブルについては、陸揚げルート等も、波浪の影響等、気象・環境条件を考慮して設計するため、構築費用はケースごとに異なる

構成員限り

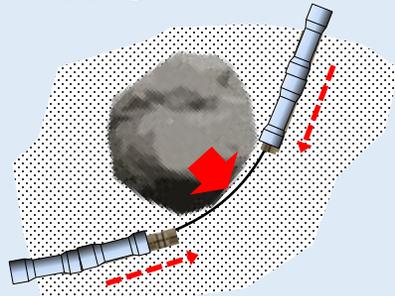


④ 交付金算定の在り方

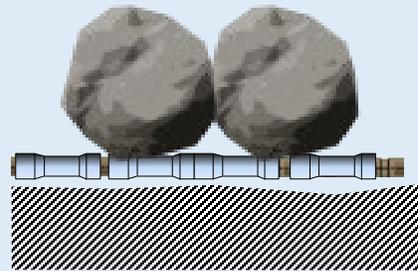
標準的なモデル等により算定することが困難な事例(3/3)

海底ケーブルの保守においては、損傷の状態により必要な措置が異なるほか、気象や海洋の状態により措置を実施する時期も左右される(気象や海洋の状態により保守作業をできる日が限定されるが、待機している期間も、人員や工船を確保するための費用は必要となる)

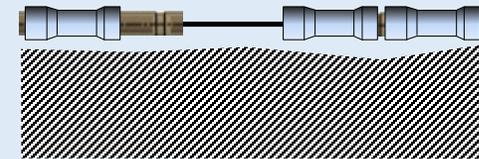
転石によりケーブルに張力がかかっているケース



ケーブルが転石の下敷きになっているケース



防護管が損傷、流出しているケース



必要な措置を検討



クレーン搭載船



水中用ロボット



ダイバーによる防護管取付

写真:エヌ・ティ・ティ・ワールドエンジニアリングマリン株式会社ホームページ(<https://www.nttwem.co.jp/>)より加工して作成

④負担金算定の在り方

1. 負担事業者の範囲

- 卸役務については、卸元事業者が負担することが、支援機関を含めた制度運用全体にとって簡便かつ効率的
 - 小規模事業者も実質的に負担することになり、公平性が確保される
(なお、既存の電話のユニバーサルサービスにおいても、ひかり電話の卸役務においてはNTT東西が負担)

2. 負担金の算定単位

- 法人向け等において、回線数とエンドユーザ数が一致しない場合も想定されるが、**実際の利用者数の把握は困難であることから、各事業者が把握している回線数を原則**とすることが適当と考える